

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 経営局 協同組織課  
 林野庁 経営課  
 水産庁 水産経営課

項目名	農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の本則化等		
税目	法人税		
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt;</p> <p>(原則)</p> <p>適格合併となる共同事業合併の要件は、以下の①から④までとされており、これらを全て満たせば適格合併とされ、資産等の簿価による引継ぎが認められる。</p> <p>① 被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連</p> <p>② (イ) 売上金額、従業者数等の規模のいずれかが概ね5倍を超えない 又は (ロ) 被合併法人と合併法人のそれぞれの役員が合併法人の役員となる</p> <p>③ 被合併法人の従業者の8割以上が合併法人に従事</p> <p>④ 被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること</p> <p>(特例)</p> <p>農業協同組合等の合併については、協同組合の特性を踏まえ、上記②の要件を満たさなくても他の要件を満たせば、共同事業合併として適格合併と認められることとされている。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;</p> <p>協同組合の特性を有する農業協同組合等が行う合併その他の組織再編成が適格組織再編成と認められる場合の要件について、上記①、③及び④とすること等を法人税法本則上で措置。</p> <p>法人税法本則上に措置できない場合は、現行措置の適用期限を延長。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	( —	百万円)
	(改正増減収額)	( —	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 農業協同組合等が、農業者等の所得向上に向けた経済活動を積極的に行う上において、効率的・安定的な事業運営及び経営の健全性・持続性が確保された組織になること。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業協同組合等が農業者等の所得向上に向けた経済活動を積極的に行う上において、合併による組織再編成は、効率的・安定的な事業運営及び健全で持続可能な経営を可能とするための有力な手段であり、今後も相当数の合併が見込まれている。 農業協同組合等の適格合併の要件については、経営規模の差が大きい農業協同組合等が参加する合併が行われる場合もあること等を踏まえ、これまで、租税特別措置法による時限措置として措置され、延長されてきたところである。 一方、協同組合の特性を踏まえれば、農業協同組合等の事業は合併後においても継続されるものであり、実際、当該時限措置の創設によって適格合併の趣旨を否定するような事案は生じていないところである。 このことを踏まえ、協同組合の特性を有する農業協同組合等の適格組織再編成の要件については、法人税法本則において適用期限のない恒久的な措置（本則化）として講ずる必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2－⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 5－⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 6－㉔ 漁村の活性化の推進</p>
	政策の達成目標	農業協同組合等が、農業者等の所得向上に向けた経済活動を積極的に行う上において、効率的・安定的な事業運営及び経営の健全性・持続性が確保された組織になること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	法人税法本則において恒久的な措置とする。
	同上の期間中の達成目標	—

	政策目標の達成状況	—																
有効性	要望の措置の適用見込み	—																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>合併その他の組織再編成の前後において課税関係を生じさせないことは、組織再編成を円滑に進める上で不可欠である。</p> <p>本要望は、適格合併その他の適格組織再編成の要件について、協同組合の特性を踏まえた措置として講じるものであり、また、課税の繰延べを求めるものであることから税制措置によることが妥当である。</p>																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(農業協同組合関係) (単位：件、百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減 税 額</td> <td>986</td> <td>861</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被合併組合数	9	9	1	適用件数	2	3	1	減 税 額	986	861	11
		年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度													
		被合併組合数	9	9	1													
		適用件数	2	3	1													
		減 税 額	986	861	11													
(森林組合関係) (単位：件、百万円)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>減 税 額</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被合併組合数	4	5	5	適用件数	0	0	0	減 税 額	0	0	0		
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
被合併組合数	4	5	5															
適用件数	0	0	0															
減 税 額	0	0	0															

		(漁業協同組合関係) (単位：件、百万円)																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被合併組合数</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>適 用 件 数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>減 税 額</td> <td>0</td> <td>128</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	被合併組合数	9	11	17	適 用 件 数	0	1	1	減 税 額	0	128	37
年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
被合併組合数	9	11	17															
適 用 件 数	0	1	1															
減 税 額	0	128	37															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>(農業協同組合関係)</p> <p>農協の合併等により、農業者が事業利用を通じて負担することとなる農協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。また、農協の財務基盤が強化され、信用事業を行うほぼ全ての農協で自己資本比率8%以上が維持されている。</p> <p>(森林組合関係)</p> <p>平成26年度から令和5年度までに24件の合併が実現し、7件が本特例措置による適格合併に該当しており、件数は少ないものの、減税額の実績は1件当たり8百万円と大きく、広域合併においては有効な手段である。</p> <p>(漁業協同組合関係)</p> <p>漁協の合併等により、漁業者が事業利用を通じて負担することとなる漁協の事業管理費が削減され組織運営コストの低減が図られている。</p> <p>漁協の合併件数と合併参加漁協数については、昭和42年度から平成12年度までの年平均が9件、29組合であるのに対し、本特例措置創設(平成13年度)から令和5年度までの年平均は11件、48組合となっており、合併の円滑化が図られている。</p>																
	前回要望時の達成目標	<p>(農業協同組合関係)</p> <p>農協の合併により農業者への経営支援機能を効率的に発揮できるようにするとの観点から、事業利用等を通じて組合員が負担する組織運営コストである農協の事業管理費を令和元事業年度(15,830億円)対比で削減することを目標とする。</p> <p>また、経営支援機能を安定的に提供していくためには、経営の健全性の確保が欠かせないことから、組合員資本10億円未満農協(令和元事業年度末26農協)の減少、信用事業を行う農協について自己資本比率8%以上の維持を目標とする。</p>																

		<p>(森林組合関係)</p> <p>森林組合の合併による経営基盤及び組織基盤の強化</p> <p>(漁業協同組合関係)</p> <p>漁協の合併推進による漁協の経営健全化及び基盤強化</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業協同組合関係)</p> <p>令和4年4月から令和6年3月の間、13件、48農協が参加して合併が行われ、農協数が562（令和3年度期末：全中会員ベース）から527（令和（令和5年度期末：JA全中会員ベース）となるとともに、事業管理費についても令和元事業年度末15,830億円から令和4事業年度14,867億円へと減少している。</p> <p>また、組合員資本10億円未満の農協は令和元事業年度26農協から令和4事業年度13農協へと減少するとともに、令和4事業年度は信用事業を行う農協の自己資本比率8%以上を維持している。</p> <p>(森林組合関係)</p> <p>平成19年4月（森林組合同士の合併について要件緩和）から令和5年3月までの間に77件の合併（合併参加組合数213組合）があり、組合数は763組合から602組合となっている。</p> <p>役職員の合併後の処遇の問題や支所のあり方等の合併後の体制・組合運営問題、地元市町村との関係などの理由により、合併計画が遅れている組合があるが、全国森林組合連合会をはじめとした系統の指導等により、関係者が一体となり合併の推進に努めているところである。</p> <p>(漁業協同組合関係)</p> <p>前回要望時（令和3年3月末）の漁協数は881であり、今回の要望時（令和6年3月末）までに14件（参加組合数37組合）の合併があり、漁協数は852組合となっている。</p> <p>合併後の体制・組合運営問題等により合併計画が遅れている組合があるが、全国漁業協同組合連合会をはじめとした系統の指導等により、関係者が一体となり合併の推進に努めているところである。</p> <p>今後も農協等の合併は相当数が見込まれるところであり、従前と同要件の措置を法人税法本則において恒久的に講ずる必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成13年度に新設要望。以降、合併対象範囲等の見直しをしつつ、3年毎に延長。</p>